

○厚生労働省告示第四百五十四号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成十七年厚生労働省令第百五十三号。以下「改正省令」という。）の施行に伴い、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第三十五条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める中途障害者作業施設設置等助成金の額等を定める件（平成十五年厚生労働省告示第三百四十五号）及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第三十六条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める重度中途障害者等職場適応助成金の額等を定める件（平成十五年厚生労働省告示第三百四十六号）は、平成十七年九月三十日限り廃止する。ただし、同日以前に支給事由の生じた改正省令による改正前の障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第三十五条第一項に規定する中途障害者作業施設設置等助成金及び同令第三十六条第一項に規定する重度中途障害者等職場適応助成金の支給については、なお従前の例による。

平成十七年 九月 三十日

厚生労働大臣 尾辻 秀久